

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第28号

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

うるま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年うるま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士（）」の次に「沖縄県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。